

27 豊子保発第 4545 号  
平成 27 年 12 月 18 日

豊島区保育問題協議会  
会長 麻生 奈津子様

豊島区長 高野 之夫



2016 年度予算要望書への回答について

別紙のとおり、回答いたします。

## 豊島区保育問題協議会 予算要望書への回答

### 要望項目

1. 地域型事業の拡大ではなく、認可保育所を増設してください。

#### 回答

認可保育所、地域型保育事業その他を合わせて、各種保育施設の定員増を図っていきます。

2. すべての保育施設で、子どもたちが等しく、安心して過ごすことのできる環境整備をしてください。

#### 回答

新制度のもと、区では条例に基づき、一定水準に達している保育施設・事業に限って確認・認可を行い、適切な保育環境を確保しているところです。

3. 3歳児の受け皿不足の解消を具体的に説明してください。

#### 回答

認可保育所の新設、既存の認可保育所の定員の弾力化などにより、3歳児の受皿を増やします。

4. 千早臨時保育所を0歳から修学まで一貫した保育が受けれる認可保育所にしてください。

#### 回答

平成28年度より、希望がある場合は、4歳児以降も継続して受け入れます。

5. 保育の認定は、短時間と標準時間の区別なく標準時間にしてください。

#### 回答

子ども・子育て支援制度においては、保護者の就労状況等に応じて、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間認定」と主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間認定」の2区分を設定しています。

6. 保育料の値上げはしないでください。

#### 回答

現時点では、保育料を改定する予定はありません。一方、適切な利用者負担については常に検討対象であると考えています。

7. 来年度も「入園説明会」を継続して開催してください。

回答

今年度の入園説明会についての検証を行い、来年度の入園説明会についての開催を検討していきます。

8. 子どもの安全と保育の質を守るために、保育士の処遇を改善してください。

回答

今年度より保育士等の処遇改善が図られるよう、公定価格の処遇改善等加算や都と区が費用を負担する保育士等キャリアアップ補助金が創設されました。これにより、およそ一人月2万円程度の大幅な処遇改善となる見込みです。

9. すべての保育施設で子どもたちの権利が守られるよう区が責任を持って指導・監督してください。

回答

児童福祉法に基づく東京都の指導検査のほかに、子ども・子育て支援法でも区にも保育施設の指導検査が課せられています。制度に基づき、子どもたちの権利が守られた保育の実施がなされているか、区が責任を持って指導・監督を行っていきます。

10. 豊島区内のすべての保育施設に「一斉メール配信サービス」を導入してください。

回答

区立園と私立園でそれぞれ対応しています。私立園については、各園の実施状況等を踏まえて導入しています。平成28年度から地域型保育事業も対象に含みます。

11. 日本スポーツ振興センターの災害共済給付への加入状況を明らかにしてください。

回答

公設公営保育園（19園）及び公設民営保育園（3園）については、全園児加入しております。私立保育園（18園）については、8園で加入しております。地域型保育事業（28施設）については、1施設で加入しております。

なお、私立の保育事業については、すべて損害賠償保険に加入していますが、各事業者等によって加入する保険は異なります。

12. すべての保育施設で給食を実施し、食物アレルギーや特別な配慮を必要とする子どもには除去食ではなく、代替食などの対応を行ってください。

回答

食物アレルギーや食事に特別な配慮のあるお子さんの対応は、現時点では、区内保育園（公立・私立・認証・臨時保育所・小規模保育所等）各園で対応を決めていただいているところです。

また公設公営保育園については「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労

働省平成23年3月)」より“保育所給食の食物除去は完全除去か解除を基本とする”とあり、保育課と保育園職員で構成されている給食運営委員会で検討した結果19園全園で完全除去対応をしております。

食物アレルギー児への「公平なサービスの提供」・「人命第一、安全な給食提供」・「給食費の支出状況」等を考慮し今後も検討してまいります。

13. 放射能物質の検査結果を考慮しこれまで通り給食には安全な食材を使ってください。

**回答**

一般に市場に出回っている食材は安全性が確保されているとの認識から、区の方針として食材・産地の限定はしないとし、公設公営保育園では、その方針に基づき給食に使用しております。

ただし、まだまだ不安をかかえている保護者の方もいらっしゃることから、給食物資納入業者の協力を得て、日々の給食物資の産地表示を22園（公設公営、公設民営）でおこなっています。

情報収集・食材の産地確認・掲示による情報提供等、今後も保護者のみなさまの不安解消に努めたいと考えております。

14. 保育園から学童保育へスムーズな移行が行えるようにしてください。また特に小学校低学年では栄養学的にも捕食が必要ですので学童保育のおやつの時間を全員対象で5時前に実施してください。

**回答**

子どもの放課後の過ごし方は多様化し、また授業時間も伸びています。そのため放課後、友達と関わったりじっくり遊んだりという時間が少なくなっている現状があり、区では、子どもの遊びを充実させるため、学童クラブにおいて自主的な遊びの指導・援助の他、各種プログラムの実施や、放課後子ども教室との連携等を行っています。そのため、全員対象に午後5時前におやつを提供することは、子どもの遊びや活動を中断させてしまいかねません。こうしたことから、おおむね午後5時という時間設定をしております。

15. 夜間までの延長児が多く、夜間学童保育も実施している「しいの実保育園」や日曜・休日・病後児保育も実施している「せんかわみんなの家」「同援さくら保育園」「西巣鴨さくらそう保育園」については、子どもの人数や月齢などの実態に見合った職員の配置ができるように補助をつけてください。

**回答**

私立保育園で実施している延長保育事業は、利用児童数に応じて要綱の規定に基づき補助を行っております。平成24年度、利用実績の高い保育園の実情に合わせ、要綱規定の見直しを行い、利用児童数区分の補助基本額について新たな区分を設け、補助の増額を図りました。また、0歳児の利用がある場合には、職員の加配置ができるよう「0歳児加算」をつけるなど、月齢などの実態にも配慮しています。

また、今年度より休日保育事業は公定価格での支給となったため、区単独補助は実施していません。

16. 新制度の改善を求める意見書を国にあげてください。(財源の確保、公定価格の改善、職員の処遇の改善、配置基準の改善、保育料の引き下げなど)

**回答**

新制度に関して、必要な改善事項があれば要望をいたします。なお、公定価格の算定では従前より充実が図られていると考えています。

《お問合せ先》

要望事項14については

子ども家庭部 子ども課長 大須賀 裕子  
子ども課 放課後対策グループ  
電話：3981-1111 (内線) 2472

要望事項1・3・4・10については

子ども家庭部 保育施策担当課長 小野寺 悠太  
保育課 地域型給付グループ  
電話：3981-1111 (内線) 2491

上記以外の要望事項については

子ども家庭部 保育課長 橋爪 力  
保育課 総務総括グループ  
保育課 公立運営グループ  
保育課 給食指導グループ  
保育課 入園グループ  
保育課 施設型給付グループ  
電話：3981-1111 (内線) 2491